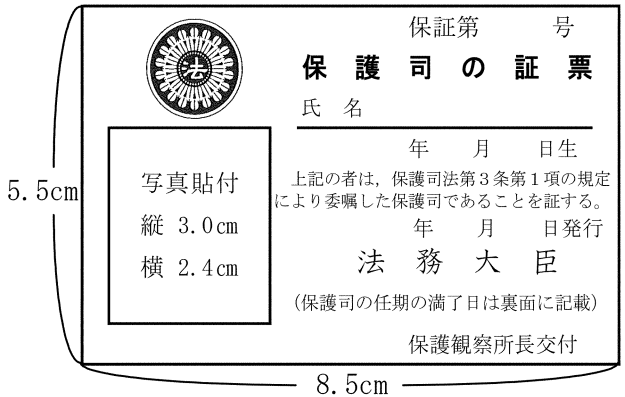
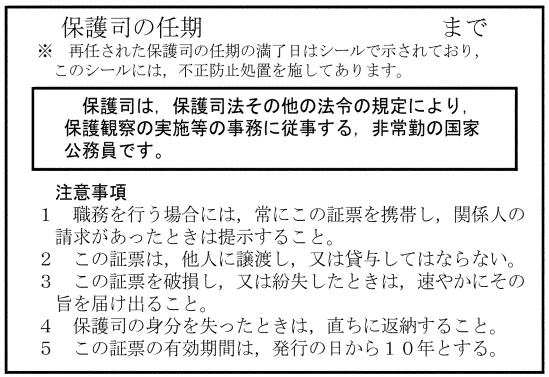
付録第１号様式を次のように改める。

付録第１号様式



表面



裏面

（注）　用紙は黄色とする。

附　則

1　この訓令は、令和３年７月15日から施行する。

2　この訓令による改正前の保護司の証票及び記章に関する訓令（以下「旧訓令」という。）の規定により発行された証票は、その有効期間中、この訓令による改正後の保護司の証票及び記章に関する訓令（以下「新訓令」という。）の規定により発行された証票とみなす。

3　旧訓令の規定により発行された証票の有効期限にかかわらず、この訓令の施行後、新訓令第２条第２項本文の規定に基づき、新訓令付録第１号様式による証票を発行するものとする。この場合において、当該発行前の証票は、証票の交付者が遅滞なく回収するものとする。